

平成19年（行ウ）第11号公文書不開示処分取消請求事件

原告 坪 倉 嘉 昶
被告 南 部 町

2008年7月14日

原告訴訟代理人 弁護士 高 橋 敬 幸

同 弁護士 勝 俣 彰 仁

鳥取地方裁判所 御中

原告第4準備書面

被告の準備書面（3）に対し、以下の通り反論・主張する。

- 1 被告の準備書面（3）の「第1 請求の趣旨第1項記載（6）の情報（固定資産税過誤納調査審査会意見書（乙2）の提出者の職氏名）について」について

被告は、当該意見書の提出者が調査審査会の調査に任意に協力したこと、また当該意見書には提出者以外に他の職員の職氏名及び第三者に関することも記載されており、これを公開すると第三者から不当な苦情等を受けるおそれ、並びに他の職員からも不当な行為を受けるおそれがあり、将来の同種の調査に職員からの真摯な協力が得られないおそれがあると主張する。

原告は、原告第1準備書面において、職員は公務員としての義務を果たさなければならない根拠として、刑事訴訟法第239条2「官吏又は公吏は、その職務を行なうことにより犯罪があると思料するときは、告発しなければならない」、並びに地方公務員法第30条「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」との条文を示した。これらの規定に照らしたとき、被告の主張は公務員の姿勢としてあまりにも後ろ向きである。南部町情報公開条例第7条第1号ウの（）内に規定された非公開情報は「当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある情報」と定められているが、被告は職員が被ると予想される不当な権利利益の侵害について何も主張していない。仮に第三者や他の職員からの苦情が出たとしても、当該情報が公文書であることから、その責任は町にあり、又職員個人としては公益通報保護法によって保護されるので不当な権利利益の侵害を受けることはあり得ない。

また上記情報が本条例第7条第7号ア、ウ、ないしカに該当しないことは、

本条文に「町が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすもの」と規定されていることで明らかである。なぜならば、当該事務又は事業（固定資産税過誤納調査審査会）は既に終了しており、当該意見書（乙2号証）記載の職員の職氏名の公開が何の支障をも与えないからである。被告の「同様に同種の調査について職員からの真摯な協力がえられない」との主張は、同条文の「当該事務又は事業」の文言よりも範囲を拡大したもので違法な解釈である。

2 同「第2 請求の趣旨第1項記載（8）の情報（「固定資産税の課税誤りについて」と題する書面（乙3）の職氏名、同書面中の職氏名）について」について

被告は、当該書面が調査審査会の設置前に提出され、課税誤りについての当該職員の意見及び他の職員の職氏名や第三者に関する記載もあり、上記第1の場合と同様に、他の職員や第三者から不当な苦情や不当な行為をうけるおそれがあると主張する。また同書面の手書き部分は当該書面提出者とは別な職員が記載したものであり、公開された場合は当該職員が記載したとの誤解を与えかねないと指摘する。

原告は、上記第1の場合と同様の理由から当該書面に記載された職員の職氏名も不開示の理由に該当せず、公開されるべきであると主張する。

なぜならば、当該書面が調査審査会の設置前に提出されという経緯だけでは不開示の理由とはならないからであり、また当該書面提出者とは別な職員の記載が付け加えられたとしてもそれが虚偽の記載でない限り不開示に該当しない。

したがって当該書面の職員の職氏名は公開しなければならない。